

## 環境基本計画改定の基本的な考え方について

### 1 環境基本計画について

- ① 京都市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する長期的な目標や個別の分野の施策の大綱などを示す、環境行政のマスタープランとして位置付け

#### 京都市環境基本条例

(環境基本計画)

第9条 市長は、本市の自然的・社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- |                          |                       |
|--------------------------|-----------------------|
| (1) 環境の保全に関する長期的な目標      | (3) 環境の保全に関する配慮の指針    |
| (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱 | (4) その他環境の保全に関する重要な事項 |

- ② 前身の公害防止基本計画も含め、現行の京の環境共生推進計画（以下「現行計画」という。）まで、ほぼ10年毎に改定している。現行計画の計画期間は、平成18年度～27年度

計画名	策定期間	目的	根拠
京都市公害防止基本計画	昭和49年7月	公害防止、自然環境の保全、廃棄物対策	(任意)
京都市環境管理計画	昭和61年4月	公害防止、自然・快適環境の保全、廃棄物対策	(任意)
新京都市環境管理計画	平成8年3月	公害防止、自然・快適環境の保全、廃棄物対策、地球環境保全	(任意)
京の環境共生推進計画	平成18年8月	公害防止、自然・快適環境の保全、廃棄物対策、地球環境保全	京都市環境基本条例※

※平成9年4月施行

### 2 現行計画の概要

(別紙1-1) 京の環境共生推進計画（概要版）

(別紙1-2) 京（みやこ）の環境共生推進計画の中間点検報告（平成23年7月15日  
京都市環境審議会報告）  
(別紙1-3) 現行計画（京の環境共生推進計画）の環境指標

### 3 現行計画の進捗状況

現行計画に掲げる5つの長期的目標について、施策の大綱（基本施策）や環境指標の動きからみたこの間の主な進捗状況は、次のとおり

#### 長期的目標1 國際的連携と地域的取組により脱温暖化社会を目指すまち

主な基本施策の状況	主な環境指標の状況（基準値からの増減）
<p>○改正地球温暖化対策条例や地球温暖化対策計画に基づき、中長期の温室効果ガス排出削減の目標に向け取組を推進</p> <p>○エネルギー政策推進のための戦略の策定により、徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大を推進</p> <p>○イクレイ(ICLEI)<sup>※</sup>との連携や海外諸都市との技術協力・人的交流により、国際的な環境保全の取組を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス総排出量：1.0%増加</li> <li>・二酸化炭素排出量 (産業部門)：44.7%減少 (運輸部門)：21.6%減少 (民生・家庭部門)：48.1%増加 (民生・業務部門)：53.2%増加</li> <li>・電気消費量：4.8%減少（特定規模需要分を除いたH19との比較）</li> <li>・公共交通機関利用者数：3.6%増加</li> <li>・太陽光発電設備の発電出力：522.0%増加</li> </ul>

※持続可能な開発に積極的に取り組む自治体及び自治体連合で構成された国連の公式協議機関で、1990年に設立  
84の国・地域から1000を超える自治体が加盟

## 長期的目標2 公害のない健康で安全な環境が保たれるまち

主な基本施策の状況	主な環境指標の状況（市保全基準※達成状況）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大気や水質、自動車騒音、ダイオキシン類の常時監視や環境調査、工場・事業場に対する監視・指導等の発生源対策を実施</li> <li>○「歩くまち・京都」の取組や低公害車・エコカー転換など自動車環境対策計画の取組を推進</li> <li>○公共下水道の整備や浄化槽の普及促進、下水の高度処理による生活排水対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染：光化学オキシダント、二酸化窒素（一部の自排局）を除き全測定局で基準達成を維持</li> <li>・水質汚濁：全測定地点で基準達成を維持</li> <li>・地下水：概ね80%以上の測定地点で基準達成を維持</li> <li>・騒音：概ね80%以上の測定地点で基準達成を維持</li> </ul>

※京都市環境保全基準。市民の健康を保護し、快適な生活環境及び良好な自然環境を保護するうえで維持することが望ましい基準。国の環境基準と同等以上のより厳しい基準値等や市独自の項目を設定している。

## 長期的目標3 自然と共生し、うるおいと安らぎのあるまち

主な基本施策の状況	主な環境指標の状況（基準値からの増減）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林や里山、農地等の自然環境の保全、生物多様性プランに基づく理解・行動の促進やネットワークづくりを推進</li> <li>○緑化の推進や街路樹の整備、水辺環境の保全、文化財や伝統行事等の保存活用を推進</li> <li>○伝統的町並みや京町家の保存活用、屋外広告物の適正化など都市景観保全の取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林保育・造林面積：7.9%減少※ ※うち除間伐（保育面積の一部）は138.7%増加</li> <li>・1人当たり公園面積：4.4%増加</li> <li>・市街地の緑被率：26～28年度に算出予定</li> <li>・親水性のある河川空間の整備延長：563.7%増加</li> <li>・指定文化財等件数：12.5%増加</li> </ul>

## 長期的目標4 ごみの減量化を進め、資源を循環的に利用するまち

主な基本施策の状況	主な環境指標の状況（基準値からの増減）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ピーク時からのごみ半減に向け、発生抑制と再使用を重視したごみ減量の促進や分別・リサイクルの拡大、適正処理・エネルギー回収を推進</li> <li>○産業廃棄物の3Rや適正処理の確保のため、排出事業者の処理責任の徹底、優良な処理業者の育成、市民意識の高揚、不法投棄対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物市受入量：17.7%減少※</li> <li>・一般廃棄物再生利用率：5.3ポイント増加※</li> <li>・一般廃棄物市最終処分量：30.6%減少※ ※中間点検により、H2O実績を基準値として設定</li> <li>・産業廃棄物発生抑制率ほか：26年度末集計</li> </ul>

## 長期的目標5 すべての主体の知恵と工夫と行動で環境を支えるまち

主な基本施策の状況	主な環境指標の状況（基準値からの増減）
<ul style="list-style-type: none"> <li>○拠点施設や学校、家庭や地域など様々な場における環境教育・環境学習、人材育成の取組を推進</li> <li>○京都環境賞による顕彰やKESの取得促進、市民・地域・企業による美化活動など環境保全活動の推進、京のアジェンダ21フォーラムによる市民・事業者・行政のパートナーシップの取組を推進</li> <li>○環境・エネルギー産業の創出・振興やグリーン商品・サービス等の普及を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保全活動プログラム参加者数：6.3%減少</li> <li>・人材育成数：160.4%増加</li> <li>・環境関連施設利用者数：25.0%増加</li> <li>・KES認証取得（保有）件数：320.6%増加</li> <li>・エコイベント登録数：620.0%増加</li> <li>・京都バイオ産業技術フォーラム会員数：92.9%増加</li> </ul>

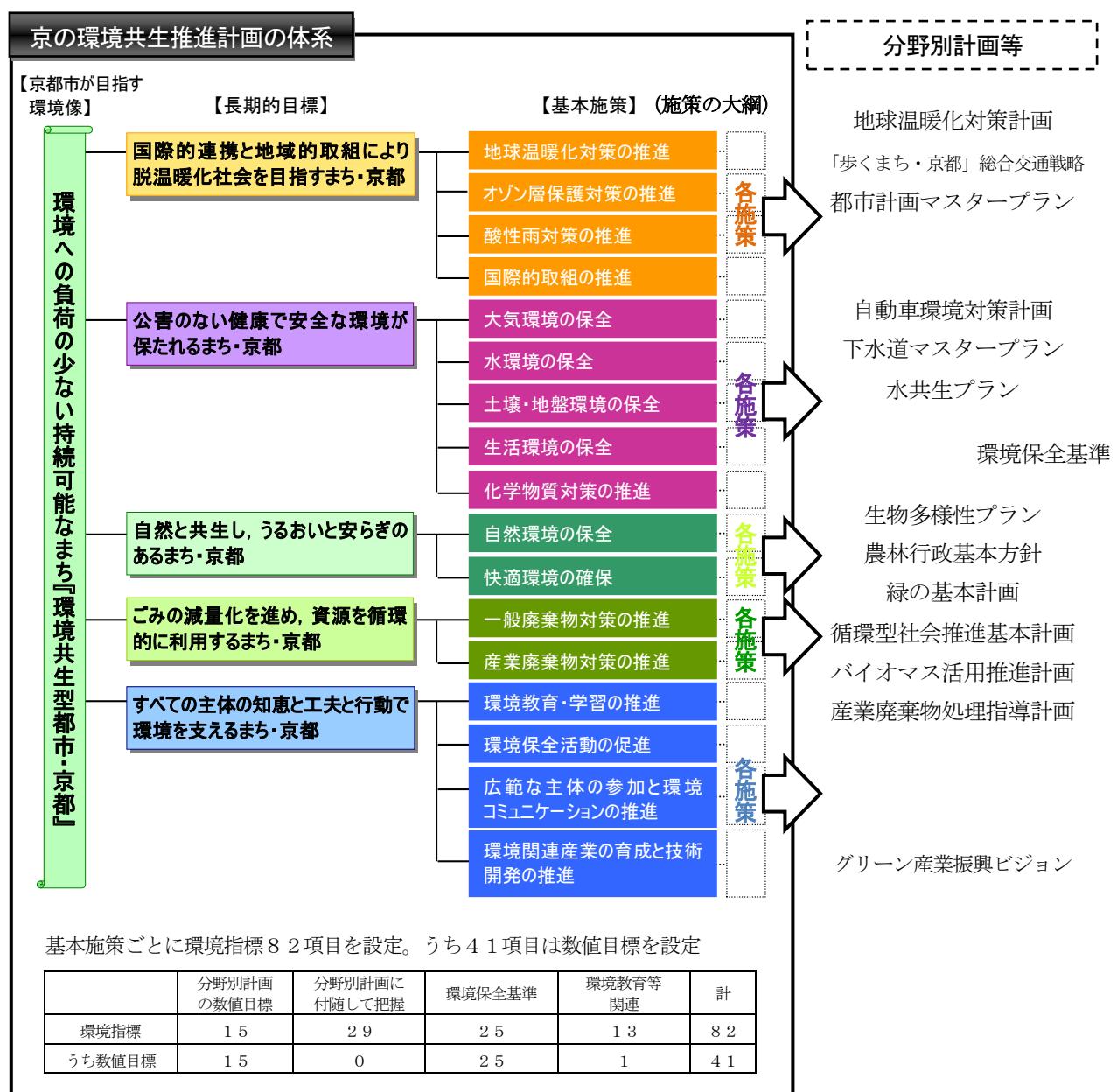
#### 4 計画改定に当たっての留意点

現行計画の長期的目標や施策の基本施策に沿って、この間、多くの分野別計画が策定・更新され、幅広く施策が展開されていることを踏まえ、計画改定に当たっては、以下の点に留意する。

- ① 現行計画では、長期的目標と基本施策に加えて、具体的な施策を掲げるとともに、環境指標（82項目）による点検・評価を行っており、各分野別計画による進捗管理と重複している。

（下図及び下表参照）。

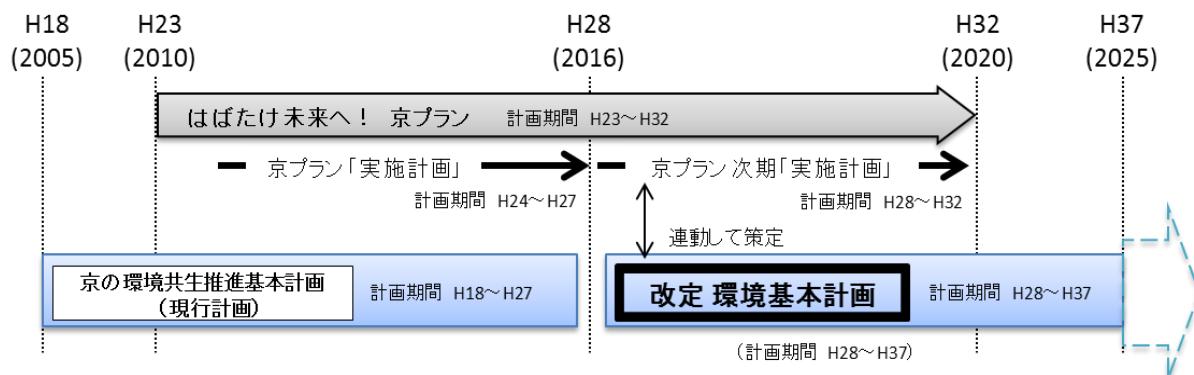
改定計画においては、こうした二重管理を避けるため、個別の施策事業やその進捗管理については、各分野別計画の下での取組に委ねていくことが必要



- ② 市民や事業者において、環境の保全に対する理解を深め、環境に配慮したくらしや事業活動を実践していただくためには、マスタープランである環境基本計画が、分かりやすく、読みやすい内容が必要
- ③ 計画の改定に当たっては、上位計画である京都市基本計画「はばたけ未来へ！京プラン（以下「京プラン」という。）」との整合を図る必要

## 5 計画の改定方針

- ① 改定計画は、現行計画との継続性も重視しつつ、環境の保全に関する施策を概括的に定めた、分かりやすくかつ骨太の、可能な限りコンパクトな計画として策定する。
- ② 計画期間は平成28年度から37年度までの10年間とし、この間の施策の進捗状況や国内外の環境・エネルギーをめぐる動向も踏まえて、長期的な目標や施策の大綱を設定する。
- ③ 改定計画に盛り込む内容は、京プランの「実施計画」の次期計画が平成27年度に策定されるため、これと連動し、京プランに沿ったものとする（下図参照）。



## 6 京都市環境審議会における検討

- ・ 環境審議会に「環境基本計画改定検討部会」を設置し、集中審議を行う。その結果を踏まえて、答申としてとりまとめる。
- ・ 部会の設置は、現行計画の進捗状況の点検・評価を審議する「京の環境共生推進計画評価検討部会」の改組によるものとし、当該部会の構成員を継続して充てる。

## 7 今後のスケジュール（予定）

平成27年 4月以降	部会を設置し、第1回部会を開催
～10月	（計4回程度の開催）
11月	環境審議会から京都市長へ答申
～28年 1月	市民意見の募集
3月	計画改定